

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	障害者総合支援法による自立支援医療費(精神通院)支給認定に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、障害者総合支援法による自立支援医療費(精神通院)支給認定に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法による自立支援医療費(精神通院)支給認定に関する事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「総合支援法」という。)に基づき、精神疾病の継続的な通院治療に要する費用の一部を助成するため、</p> <p>①支給認定申請の審査及び決定(認定内容の変更等を含む) ②受給者証の交付(認定内容の変更等を含む) ③認定情報の管理 の各事務を行っている。</p> <p>支給認定事務とは別に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という)に基づき、団体内統合宛名システムへのデータ提供を行うため、特定個人情報ファイルを取り扱う。</p>
③システムの名称	精神障害者手帳発行システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費(精神通院)支給認定に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条第3号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項、56の2の項、87の項、108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条、第55条 <p>○情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の108の項、109の項、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府こころの健康総合センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号 06-6944-6066</p> <p>大阪府こころの健康総合センター 総務課 〒558-0056 大阪市住吉区万代東3丁目1番46号 電話番号 06-6691-3749</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>大阪府こころの健康総合センター 総務課 〒558-0056 大阪市住吉区万代東3丁目1番46号 電話番号 06-6691-3749</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署		所長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年2月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大阪府庁本館1階	大阪府庁本館5階	事後	情報公開課の移転
平成31年2月28日	IV リスク対策		評価書記載のとおり	事後	様式改正に伴う変更
令和2年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	大阪府こころの健康総合センター医療審査課	大阪府こころの健康総合センター総務課	事後	組織改正に伴う変更
令和2年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	大阪府こころの健康総合センター医療審査課	大阪府こころの健康総合センター総務課	事後	組織改正に伴う変更
	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、通院による精神疾病の継続的な治療に対し、その治療費の一部助成をおこなうための自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定に関する事務であり、 1 支給認定の審査及び決定 2 受給者証交付(認定内容の変更に伴うものを含む) 3 認定情報の管理 を行ない、このうち上記1の業務について認定に必要な情報の照会等を行なうため、特定個人情報ファイルを使用し実施する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「総合支援法」という。)に基づき、精神疾病の継続的な通院治療に要する費用の一部を助成するため、 ①支給認定申請の審査及び決定(認定内容の変更等を含む) ②受給者証の交付(認定内容の変更等を含む) ③認定情報の管理 の各事務を行っている。 支給認定事務とは別に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という)に基づき、団体内統合宛名システムへのデータ提供を行うため、特定個人情報ファイルを取り扱う。	事後	重点項目評価書の作成に伴う精査
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の84 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条1、4号	・番号法第9条第1項、別表第一の84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条第3号	事後	重点項目評価書の作成に伴う精査

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)56の2の項 (別表第二における情報照会の根拠)108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠)第30条 (別表第二主務省令における情報照会の根拠)第55条	○情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項、56の2の項、87の項、108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条、第55条 ○情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号、別表第二の108の項、109の項、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正(令和3年5月19日 法律 第37号)に伴う変更等
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 電話番号 06-6944-6066	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 電話番号 06-6944-6066	事後	府政情報センターの移転
	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	対象人数の増加
	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	[]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	重点項目評価書の作成に伴う精査
	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	空白	事後	同上
	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	同上
	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	空白	事後	同上